

# 介護実習普及センター福祉用具(展示品)の試用貸与について

福祉用具貸与事業は、福祉用具の選定にあたって、本人の身体状況、介護者の介護能力、住環境等から正すべき点、改善すべき点などに気がついた場合に、福祉用具を用いることによってその改善を図ります。

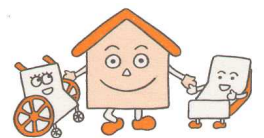
## フロー（福祉用具選定の手順）

手 順	内 容												
ニーズ・条件の確認	貸出対象者がその業務を行う中で、本人の身体状況、介護者の介護能力、住環境等から正すべき点、改善すべき点などに気がついた場合に、福祉用具を用いることによってその改善を図ります。												
用具の選択	貸出対象者(次の ~ の条件を満たす者) 県内に居住している者、または勤務先が県内である者 有資格者(理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員、福祉用具プランナー、福祉用具専門相談員、福祉住環境コーディネーター(2級以上))												
連絡	問い合わせ先は、 <b>鳥取県社会福祉協議会 介護実習普及センター</b> 「電話：0857-59-6339」です。 用具の選択方法 詳しい内容などについても気軽にご相談ください。 事務手続き上、連絡に日数がかかることもありますので、事前に連絡ください。												
試用	貸出対象者(以下「借用者」という。)は、福祉用具の貸出を申込みことができます。 <table border="1"> <tr> <td>(1) 貸出申込</td> <td>: 借用者</td> <td>介護実習普及センター</td> </tr> <tr> <td>(2) 貸出(使用方法・技術指導)</td> <td>: 介護実習普及センター</td> <td>借用者</td> </tr> <tr> <td>(3) 現場での指導・確認</td> <td>: 借用者</td> <td>利用者</td> </tr> <tr> <td>(4) 返却(評価表提出)</td> <td>: 借用者</td> <td>介護実習普及センター</td> </tr> </table> 申込みの際には、有資格者であることの証明(コピー)を提出してください。 貸出料は無料です。ただし、搬出入にかかる経費は借用者が負担してください。 貸出期間は、貸し出した日から起算して1週間以内です。	(1) 貸出申込	: 借用者	介護実習普及センター	(2) 貸出(使用方法・技術指導)	: 介護実習普及センター	借用者	(3) 現場での指導・確認	: 借用者	利用者	(4) 返却(評価表提出)	: 借用者	介護実習普及センター
(1) 貸出申込	: 借用者	介護実習普及センター											
(2) 貸出(使用方法・技術指導)	: 介護実習普及センター	借用者											
(3) 現場での指導・確認	: 借用者	利用者											
(4) 返却(評価表提出)	: 借用者	介護実習普及センター											
入手支援	試用貸与の結果を基に、福祉用具利用者に適合する福祉用具を選定し、その入手について、支援します。												
フォローアップ	福祉用具導入後、身体状況の変化等に伴い、当該状況において福祉用具が適用しているかどうか確認し、不適合の場合は調整を図ります。												

### 借用者の注意

- (借用) ・原則として、借用者が介護実習普及センターからの搬出入を行うこと。  
・介護実習普及センターの許可なく、第三者に対する貸出しを行わないこと。
- (試用) ・借用者は、利用者に使用技術を指導できること。  
・試用場面には、借用者が必ず立ち会うこと。  
・福祉用具利用者は着衣で試用すること。  
・試用中に生じた事故等については、借用者の責任によること。
- (返却) ・消毒を必要とする場合は、借用者が責任を持って消毒すること。  
・試用後、借用者は「福祉用具試用貸与評価表(様式2)」を提出すること。

試用することで  
生活場面でのイメージを  
しやすくなります!



不適切な取扱いによる破損の場合は、借用者の責任において修理等を行うこと。